

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市史編纂事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市史料調査会

3 随意契約理由

市史編纂事業並びに史料の調査収集事業は、高度な歴史の知識と古文書等史料の取り扱いに習熟した者の従事が求められるが、現在一般業務として受託している業者・団体はない。

大阪市史料調査会（昭和54年度設立）は、「大阪市史編纂所運営委員会」（学識経験者4名、総務局長、教育長で構成）で審議・決定された「新修大阪市史編纂事業計画」（昭和54年度策定）に基づき、以下の事業を行うことを目的に設立された団体である。

1. 市民の貴重な財産である地域の史料を次代に引き継ぐための所在調査
2. 市史関係史料の収集および整理・保存
3. 『新修大阪市史』の編集・刊行・頒布
4. 概説『大阪市の歴史』等のその他刊行物の編集・刊行・頒布

また、大阪市史料調査会は、昭和54年発足以来誠実に事業を履行し成果を上げている。本業務については、長年積み重ねてきたノウハウや継続性を発揮することにより安定的に運営できると考えられることから、他に履行可能な業者はなく、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 大阪市史編纂所（電話番号 06-6539-3333）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 教職員勤務情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼 I C カードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダー機器と、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、アマノ株式会社が保守および運用支援を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

電話番号：06-6115-8059

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

平成 29 年 4 月から稼働した再構築後の教職員情報システム（以下「教職情 S」という）について、本システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるように適切な状態の維持及び、障害発生の未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧させる必要がある。

本業務委託においては、教職情 S の外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することを目的とする。

また、教職情 S の運用について、個々の設定変更の際にシステム全体に与える影響を想定し、プログラムやパラメータの設定変更が必要になった場合は短時間での確実な対応を求めることを目的とする。

上記の目的から、システムを安定して稼働させるためには、平成 27 年度より教職情 S の開発を行い、令和 3 年度に機種更新を行った、システム全体の影響を把握している受注者の保守・運用支援が必要不可欠である。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、株式会社日立システムズと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市教育情報利用パソコンのキッティング業務等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

学校園の業務について、文部科学省から令和元年12月に「GIGAスクール構想の実現」が発表され、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用として、生徒1人1台端末の整備を行い、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現することが各自治体に求められている。

これに伴い、本市では、教育情報ネットワークのヘルプデスク・構成管理を令和4年4月より開始し、学校拠点に設置された各機器および1人1台端末の配備を適切に実施するため、令和3年8月に「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理等業務委託」の契約を上記事業者と契約締結している。

学習者用端末については、昨年度より、当初の想定以上に故障端末の発生が増加している。故障機対応としては、学校からの故障申告後、故障機の回収・キッティング業務・修繕発注等を行い、端末の確保に努めているが、既契約の「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理等業務委託」の業務範囲では対応が追いつかない状況となっており、学校への配備に支障がでる恐れが生じている。

本市では、前述のような状況を回避するために、速やかに故障機・余剰機の回収を行うとともに、回収後の仕分け台数の追加、配備用端末のキッティング台数の追加、また、有償修理後の端末のキッティング台数についても増台する必要がある。

また、学習者用端末を適切に管理・維持するためには、常に学校への配備状況等を把握し、速やかに構成管理情報を更新しなければならない。

上記の課題を解決するために、故障機・余剰機の回収、キッティング、各学校拠点の必要端末台数の維持管理を目的とし、学習者用端末が児童生徒数を下回ることのないよう、本業務を実施するものである。

当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、キッティング業務等における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがあるため、上記業者と、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市教育情報ネットワークヘルプデスク構成管理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、学校園の学習環境で活用される大阪市教育情報ネットワークにおいて、令和4年度に小学校1年生用のGIGA端末及び家庭貸出用モバイルルータ（以下「端末等」という。）の利用を開始したことにより、接続端末等の管理、各学校のネットワーク配線等ドキュメント変更管理、児童数及びクラス数増減に伴う端末等の増減や移設情報管理、無線アクセスポイントや端末の通信接続状況管理に関して、一元的に把握し適切に管理することを目的としている。

学校園で教員児童生徒が利用している大阪市教育情報ネットワークにおいては、全ての接続機器の管理や、それらの機器配備状況及び接続状況を一元的に管理するため「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」の契約を締結しているが、構成管理等業務委託において構成管理データベースを構築し、大阪市教育情報ネットワークに接続される機器はすべてデータベースによる管理を行っており、当該業務における端末等についても同様に、構成管理データベースにより学校園全体として全校分を一元的に管理する必要がある、当該業務に伴うヘルプデスク対応業務についても必要になってくる。

また、構成管理データベースによる管理を行うことに加え、児童数増減に伴う端末等の再配備を既存の端末の再配備と併せて実施すれば、既存の配送ルートを使用することにより、迅速な対応が可能となり安定的な運用が図られるものである。

そのため当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行することは、一元的な管理ができず、構成管理業務における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システムのライセンス追加業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ関西支社

3 随意契約理由

令和6年度より新たに配置される教職員を教職員情報システムへ登録することで、使用するライセンス数が現行管理しているライセンス数を超過するため、教職員情報システム用パッケージソフトウェア（COMPANY）ライセンス1,000名分を追加する必要がある。

本システムは、平成27年7月に契約した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託」により開発され、平成29年度より運用を開始しており、教職員情報システムに必要なソフトウェアライセンスは、同契約に基づき上記業者が所有・管理するものであるため、上記2の業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるテレサポート機能の拡張による保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和 3 年 5 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬にかけて大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施している。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークにて導入しているテレサポート機能の同時利用者数の拡張による保守・運用を行うための業務である。

大阪市教育情報ネットワークでは、テレサポート機能（各学校園に貸与している端末を自宅へ持ち出し、自宅のインターネットを利用して学校園と同様の環境が利用できる機能）を導入しているが、Microsoft Azure 環境等の制限から同時利用者数に上限を設けている。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や国の働き方改革への推進などの状況を鑑み、同時利用者数が増えることから現在のテレサポート機能を令和 4 年度に拡張し、同時利用者数を増加させた。

「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」では大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、テレサポート機能の設計・運用を行っており、本業務はそのテレサポート機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。

そのため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター 給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和元年 12 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施する予定をしている。

本業務委託は、現在構築中の大阪市教育情報ネットワークのクラウドサービス上で教職員及び組織（学校園）が外部との連絡手段として利用するメール機能の構築・運用を行うための業務である。

メールにおいては昨今、ランサムウェアや標的型攻撃など多種多様な手段を使ってウイルス感染させ、情報漏洩が発生するケースが増えており、添付ファイルや本文に記載されている URL を利用したウイルス感染が多く発生しており、メール機能においてもセキュリティ対策が必要であることから、「大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の設計に関する業務委託（契約期間令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）」にて大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結済し、メール機能の設計・構築・運用を実施した。本業務はそのメール機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。また、当該事業者は「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」でネットワーク全体の管理・運用・セキュリティ対策を実施している。以上のことから同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 保守・運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社ストリートスマート

3 随意契約理由

大阪市教育局事務局では文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に基づき、「令和2年度 学校教育 ICT 活用事業 学習者用端末等機器一式 買入（第1ブロック）」にて学習者用端末を調達した結果、Google 社製の Chrome OS（以下、「Chromebook」）が整備された。

令和4年3月に構築した大阪市教育局情報ネットワークでは、Microsoft 社製の Windows OS 環境のみの構築・運用としているため、大阪市教育局情報ネットワークで、Chromebook を利用するには、新たに Google Workspace 環境をクラウド上に構築する必要があるが、学校現場での利用を止めないようにするためには、既存のネットワークから大阪市教育局情報ネットワークへの切り替えを一斉に行わなければならない。しかし、ネットワークの切り替えには、ネットワークだけでなく、ネットワーク機器、教職員及び児童生徒のパソコン全てを設定変更しなければならず、大阪市教育局情報ネットワークを利用する約 480 拠点を一斉に変更することはできないため、既存の Google Workspace 環境を引き続き利用しなければならない。

既存の Google Workspace 環境は当該事業者が、令和3年度7月15日付け「大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 構築・運用保守業務委託」にて構築し、本件はその運用保守業務委託であるが、そのプログラム等具体的内容は、他業者には知れないものであるため、当該事業者が本業務を行うことができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当 学校園ネットワーク基盤グループ

（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名

校園ネットワーク業務システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成 2 年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成 19 年度から平成 26 年度まで、総合評価一般競争入札による長期継続契約を締結し、平成 19 年度から 21 年度はシステム開発を、平成 22 年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、平成 27 年度・令和 2 年度に機種更新を行い、令和 6 年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

このシステムの保守および運用支援を行うには、システムの構造や内容を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項との責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
統合校務支援グループ（電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9）

随意契約理由書

1 案件名称

次世代学校支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

この業務は、個別のシステムや紙資料等に保管されている様々なデータや情報を集約・一元化して一つの画面にまとめて表示できる環境（ダッシュボード）と、児童生徒の学習履歴や心の状態などを蓄積・分析するシステムの運用保守を行い、校長・教頭を含む全ての教員において子どもの情報を多面的かつ即時的に情報共有・データ活用することにより、個に応じたきめ細やかな指導の実践、不登校事案などに対して組織的に一貫した指導・対応を行うことによる問題の未然防止・早期発見を可能とするなど、教育の質の向上を実現することを目的とするものである。

このためシステムは、既存の校務支援システム及び学習系システム（学校教育 ICT 活用事業）に対してデータ抽出やデータ活用に向けたデータベース上の密な連携を行う必要がありこれら2つのシステムをつなぐ等の機能としてこの次世代学校支援システムの追加を行う必要があるが、このシステムについては本市においてこれまで文部科学省・総務省の平成29～31年度の実証事業として構築されてきたものを今般引き継ぐものである。上記の事業者がこれを運用保守してきたことから、本市の校務支援システム及び学習系システム（学校教育 ICT 活用事業）の2つのシステム環境を熟知した実績のある事業者であり、これまでの文部科学省・総務省の実証事業を引き継ぎ業務内容が確定している令和2年4月～8月を対象に運用保守を実施してきたことである。

また、令和2年9月以降、ダッシュボード機能、スクールライフノート機能（心の天気）を全校展開する計画のもとこのシステムの機能を拡充し対象校や実施内容等が拡大され新たな運用方法・設計等に基づいた運用保守が必要となることから、改めて令和2年9月から運用保守を行っている。

したがってこのシステムの運用保守に当たっては、「校務支援システム運用保守業務委託」における校務支援システムの運用管理・データ管理・品質管理にかかる業務と密接不可分な関係にあることから、令和6年4月から令和7年3月の運用保守を履行できる業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により日本電気株式会社と随意契約

を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9)

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システムは、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成 25 年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成 2 年度から学校財務会計システムを稼働し、平成 22 年度からは学校財務会計システムの拡充整備に伴い稼働した校園ネットワーク業務システムにより各種事務処理を行っており、これらシステムは校園ネットワークを利用しているが各機器及び各業務システムは一体性を持ち、全体的に整合性が確保されたネットワークシステムを保持する必要がある。

ネットワークシステムの保守・運用支援を実施するに当たっては、機器構成、各種ネットワークサーバ、ネットワークの基盤構成並びに各業務システムの構造及び環境を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社（当初開発した富士通株式会社の自治体担当部門を令和 3 年 4 月 1 日付統合）が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項について責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、諸条件を満たし業務を履行できる業者は上記業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

「施設整備業務管理システム」運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社サイバーブルー

3 随意契約理由

施設整備業務管理システムにおいては、運用・保守契約及び機器リース契約について各々5年の契約を結んでいるが、運用・保守契約は令和6年3月、機器リース契約は令和6年9月に現在の契約が満了する予定となっている。

一方、本市では令和5年3月に「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～」を策定し、本戦略に基づくDXを推進することとした。これを受け、施設整備システムにおいても、今年度から、次期更新に向けて、デジタル統括室の協力のもと、DXを前提としたクラウド化などの検討を進めているところであるが、仕様の策定については、通常1年以上の期間が必要となっており、それまでに、現行システムの運用・保守、機器リース契約期間が満了する予定となっている。施設整備システムについては、本市の過去も含めた毎年度の膨大な学校施設における日々の改修履歴を記録しており、次年度の改築・改修計画策定を行う際の基礎的データベースとなる他、年間を通じた国庫補助に関する申請・報告書類の作成機能などを担っており、システムが使用できない期間が生じること、本市学校施設のメンテナンスサイクル維持に著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、現行契約満了時から、次期更新仕様策定を行う令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間について、引き続き現行契約を延長し、上記業者と特名随意契約を締結する。

（なお、現行リース機器のOS等のプログラムのメンテナンスが令和6年度末で切れることから、現行リース機器の延長は令和7年度以降の再延長は不可となっている）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 非常通報設備保守点検業務委託（堀川小学校ほか159校）

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備。）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

令和5年度に実施した設備更新による新機種を設置により、同設備について作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する業者は、総合警備保障株式会社のみであることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 非常通報設備保守点検業務委託（西天満小学校ほか125校）

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報設備（以下、同設備。）は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

平成14年1月より設置及び保守運用を行っている同設備の作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する業者は、テルウェル西日本株式会社のみであることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度 ガスヒートポンプ空調機保守点検及びフロン定期点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪瓦斯株式会社
- 3 随意契約理由
ガスヒートポンプ空調機（以下「GHP 空調機」という。）は、増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け東京ガス株式会社と大阪瓦斯株式会社が共同で開発したガスエンジンを利用する消費電力の小さい空調機で、技術提供を受けたエンジンメーカー各社において製造されているものである。
教育環境の整備を目的に小中学校に空調設備の設置を推進していく中で、小中学校の設備環境及び利用環境に適していたことから、多くの現場で GHP 空調機が導入されることとなった。
なお、GHP 空調機を安定して利用するためには、保守点検が欠かせないが、修繕の必要が判明した場合に作業による責任の所在を明確にしつつ速やかに対応するためには、点検業者と修繕業者を同一にする必要がある。
本来であれば、入札により点検及び修繕の受注者を決定すべきであるが、小中学校に設置している設置時期の異なる複数メーカーの GHP 空調機約 6,500 台を効率的に管理するには、部品供給期間満了製品を含めたすべてのメーカーの GHP 空調機に対応できるノウハウを保有していること、速やかに修繕対応できる体制があることが必要である。
以上の条件を満たす事業者は大阪瓦斯株式会社のみであるため、大阪瓦斯株式会社と随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号
- 5 担当部署
教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案 件 名 称

令和6年度校務支援システムにおける「大阪市小学校学力経年調査結果」
運用保守業務委託

2 契約相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市小学校学力経年調査（以下「経年調査」という。）の主な目的として、「児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析する」があり、その目的達成のため、児童一人一人のこれまでの経年調査の結果及びこれに基づく分析内容を校務支援システム用に加工したうえで、同システムに掲載し全教員が日常的に使用している。

同システムについては、上記2の事業者が開発したものであり、学校運営支援センターシステム担当にて発注し令和6年4月1日付け契約した「校務支援システム運用保守業務委託」により、システムの運用保守業務を2の事業者が請け負っている。本件は、同システムを用いて経年調査を行う上で必要となる同システムの運用保守を委託するものであることから、上記既契約の業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。そのため、2の事業者と随意契約を締結する。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

指導部教育活動支援担当（電話：06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度こどもサポートネット学校版スクリーニングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本件は、大阪市こどもサポートネット（スクールソーシャルワーカーの配置）事業におけるモデル実施の一環として、公立大学法人大阪の山野則子教授の研究室で開発された「学校版スクリーニングシステム」を導入するにあたり必要となる運用保守を委託するものである。

本システムは、上記法人の研究室の独自の研究成果により開発されたものであり、その運用保守業務は、上記法人と業務委託契約を行った2の事業者が行っている。そのため、上記法人は2の事業者との契約に基づき独自の研究成果を提供していることから、他業者では技術面の対応が不可能であり、かつシステムの性能・作動状態等を保証し、システムの安定的な運用を行うための保守等を行うことができないため、2の事業者がシステム運用保守を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9181）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社（以下、当該業者）と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発を行った。

当該業者は本システムの開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であるため、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって本システムの運用保守業務委託について、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9138）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市学校給食献立作成システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社コーエイコンピューターシステム 大阪支店

3 特名随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、学校給食の献立作成について、使用する食品および調理法の検討、並びに新献立の作成等を行い、学校給食の内容の充実を図るとともに、献立に使用する食材の発注管理を一括で行うことを目的として「大阪市学校給食献立作成システム（以下「本システム」という。）」の運用を行っている。

本業務は、本システムが日々安定的に稼働し、本市にとって常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持し、ユーザに対し適切に利用するよう助言すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした業務である。

本システムのソフトウェアは、契約の相手方である株式会社コーエイコンピューターシステムが独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、株式会社コーエイコンピューターシステムが運用保守業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食グループ）

電話番号：06-6208-9143

随意契約理由書

1 業務委託名

令和6年度大阪市立学校給食用食材提供業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪市学校給食協会

3 随意契約理由

学校給食事業は、学校給食法に基づく児童及び生徒の心身の健全な発達かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、社会的に重要な役割を担っており、切れ目なく提供することが強く求められる。本市では学校給食の提供に当たり、一日約 18 万食を年間 190 日程度提供しており、安全で良質かつ安定的な必要量を確保することが重要となっている。

本案件は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等(以下「食材提供業務」という。)を通年で実施するものである。本市の給食においては、本市が定める「食材規格」に基づき使用する食材は国産を基本とし、地場産物の食品をできるだけ活用するよう努め、安全性を確保しつつ栄養面等給食の質を維持するよう取り組んでいるところである。

どのような契約形態なら競争性が働くのかを検証するため、発注単位を食材ごと、業務ごと、地域エリアごとの分割を行うほか、公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札といったあらゆる手法で発注を実施してきたところである。(「別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について」参照)

これまでの入札状況調査の事業者ヒアリングでは、主に食材調達や配送の観点から「規模が大きく1者では難しい」との意見を得たが、規模を小さく分割すると食材費が高価となる。原則、学校給食費の範囲内で食材を調達しなければならないため、ある程度の食材数量による食材費が低廉になるような観点も踏まえないければならず、既に実施してきた入札よりも小さい単位での発注は困難である。

第 183 回入札等監視委員会(令和2年9月 25 日開催)では、「新規参入業者の参加しやすい見直しを検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば発注方法を考え直す必要もある」との意見を受け、令和5年8月履行分より食材提供業務を市内一括にて特名随意契約を締結している。

上記のことから、本市では安定した学校給食事業をすすめていくにあたり、本案件は一括して発注することとし、スケールメリットも活かしながら、コストパフォーマンスを最大限に発揮して市内小中学校でできる限り均一かつ高品質な食材を提供することで、社会的な役割を果たすこととした。

当該契約相手方は、昭和 16 年に発足し、大阪市内で学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努めている。本契約に際し、事業者ヒアリングを再度令和 5 年 11 月頃3者から実施したが、前

述した状況に変化がなく、当該契約相手方以外に参入できる業者は存在していない。

以上のことから本業務の履行が可能な者は当該契約相手方のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループ
(電話番号 06-6208-9143)

別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について

食材調達業務 H26.9～H28.3 食材カテゴリー別プ ロポーザル	食材調達業務 H28.4～H29.8 随意契約による 延長	食材提供業務 H29.9～R2.7 市内一括 総合評価 一般競争入札	R2.8～R5.7 食材提供業務 市内4分割 一般競争入札	R5.8～R6.3 食材提供業務 市内一括 特名随意契約
管理配送業務 H26.9～H29.8 市内一括 プロポーザル				

※平成 26 年9月から令和5年7月まですべて1者応札

・平成 26 年9月

外郭団体((財)大阪市給食協会)への交付金事業として実施していた学校給食用食材の調達事業を「食材調達業務」(「青果」「肉」「魚介」「加工食品その他」の4つのカテゴリーに区分)と「管理・配送業務」に分割し公募を行い、プロポーザル方式により業者決定

・平成 28 年4月

特別支援学校の府移管の対応のため、食材調達業務を随意契約により延長

・平成 29 年9月

食材調達業務と管理配送業務を一括で、総合評価一般競争入札で業者決定

・令和2年8月1日から令和5年7月 31 日(契約年月日:令和2年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、事後審査型制限付一般競争入札で業者決定(市内4ブロック)

・令和2年9月 25 日開催「第 183 回大阪市入札等監視委員会」にて、市場調査により確認した「大阪市の規模が大きい、日々の配送が困難」などの理由で参加が見込めない状態に変わりはないものの「適正な競争性を確保するという観点からも、新規参入業者の参加しやすい方法を検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば、発注方法を考え直すことも含め検討すべき」といった意見を得た。令和5年8月からの契約に向けて、令和4年 12 月に他都市状況を参考とし新規参入業者の可能性について調査を行った。本市と同等規模の自治体(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)及び近隣の堺市に確認したところ、これまでと同様、これら自治体に存在する給食協会等との特名随意契約や交付金措置等をしている状況に変わりなかった。

・令和5年8月1日から令和6年3月 31 日(契約年月日:令和5年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、特名随意契約で業者決定(市内一括)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 中央監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

KOSネットワーク株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

中央図書館の中央監視制御設備は日本電気（NEC）製であり、中央図書館の施設・設備に対応した特定の機種構造や固有のプログラムを有している。

上記業者は、当該機の納入業者であり、保守が可能な唯一のメーカー代理店となっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見複合施設 中央監視・自動制御装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

鶴見複合施設の中央監視・自動制御装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。中央監視・自動制御設備は、上記施設全体の電気設備・防災設備・空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っている。今回の業務委託においては、特定される機種の種類、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術と、鶴見複合施設の自動制御設備に精通している必要がある。これらを兼ね備えているのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

東成複合施設 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館自動制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株） 大阪支店

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。自動制御設備は、中央図書館の熱源機器と空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っており、今回の業務委託においては、特定される機種の種類、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術が要求される。当図書館の自動制御設備に精通し、的確に業務を実施できるのは上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館空気熱源ヒートポンプエアコン保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の、エアコン設備はダイキン工業(株)製であり、現在上記業者のオンライン常時監視を行っている。

オンライン監視は、日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、サーバー系の冷却用エアコンの故障に際しては、**24 時間 365 日**の緊急対応体制を取っており、市内 **24 館**の図書館ネットワークシステムの安定に重要な役割を担っている。

今回の業務委託においては、常時監視による**24 時間緊急時**の復旧対応が必要であり、上記業者が唯一対応可能な業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野複合施設 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 電動集密書架保守点検業務委託

2 契約の相手方

金剛株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

中央図書館の電動集密書架は、台車のモーター制御から、液晶表示、照明灯制御まで一括管理するシステム制御を金剛株式会社が開発、施工した。本業務においては各機器だけではなく、システム制御も含んだ保守点検である。

機器の保守に当たり制御機器等の特注機器を整備できる業者は、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 映像音響設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社
(旧社名：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 西日本社)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館 5階会議室の映像音響設備は、パーソナルコンピュータで制御され、ソフトウェア及び制御機器のハードウェア等のシステム開発を上記業者が行なった。

機器の保守に当たり特注機器を整備できる業者は、上記のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中央図書館 昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通し、昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

図書館資料装備業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書館流通センター関西支社

3 随意契約理由

令和 5 年度の中央図書館新刊図書の買入については、装備付を条件として上記業者と契約予定であり、上記業者は中央図書館内の装備作業用スペースにおいて見計らい（見本図書による購入選定）後の新刊図書を装備している。

今回契約依頼する装備業務は、装備付で買入する新刊図書以外の各種資料（市立図書館全館の直販図書・視聴覚資料、中央図書館の寄贈図書・寄贈雑誌など）についての装備及び資料の保管換え等にかかる変更装備を行うものである。

これを同一業者に委託することで、資料移動に伴う時間的ロスと運搬のための物流コストも発生することなく効率的である。さらに、装備にかかる消耗品もまとめでの発注となり、コスト減につながることから経費の節減が図れるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度図書館情報ネットワークシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

大阪市立図書館情報ネットワークシステム（以下、「本システム」とする。）については、平成 24 年度に総合評価一般競争入札により開発および運用保守業務を行う事業者選定を行い、富士通株式会社（簡易吸収分割により令和 3 年 4 月 1 日付で富士通 Japan 株式会社に事業移管）と平成 24 年 11 月 9 日付けで契約を締結後、導入に至った。本システムは、令和 2 年 1 月に現行資産を活用した機種更新を行い、令和 6 年 12 月 31 日まで使用する予定である。

平成 24 年度から平成 25 年度はシステム開発を、平成 26 年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、令和 6 年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

本システムは、富士通株式会社が保有するパッケージソフトを基に、システム構成・操作性の最適化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発したシステムである。そのため同社保有の技術によって、図書館情報ネットワークシステムとしての性能を維持継続し、一貫した責任を持たせる必要がある。

したがって、本契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）に該当するため、富士通 Japan 株式会社との特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当
(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成21年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

当該システムの開発にあたっては公募型指名競争入札により決定された上記業者と契約締結し、システム開発を行ってきた。

システムの運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、住民情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。住民基本情報や課税情報、生徒情報を始めとする重要かつ大量の個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応においては、限られた期間で行う業務である認否審査業務や支給業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。また、業務の実施状況によっては、プログラムの修正を行い機能の追加や画面変更、帳票修正等といった改修が生じるので、柔軟に即応できる態勢が必要となる。したがって、当該システムの運用保守管理にあたっては、当該システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

なお、他業者へ委託した場合、障害発生時に責任の所在が不明確になり、システム運用の保証ができなくなる。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度新今宮文庫運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 三徳寮

3 随意契約理由

新今宮文庫は、厳しい生活環境下にあるあいりん地区の日雇労働者やその支援者および地元の要望を受け、平成2年3月に救護施設「三徳寮」の建物内に開設した。

その目的は、同地区の社会的に不利な立場や人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、その文化的・教育的機会を保障し、自己実現の向上に寄与しようとするものである。

救護施設「三徳寮」の管理者である社会福祉法人大阪自彊館は、明治45年、釜ヶ崎の地域改善(宿泊保護・職業紹介・授産事業)を目的として開設され、同地域の日雇労働者のための事業活動を開始した。現在では6箇所の救護施設をはじめとして多くの施設の管理運営を行い、あいりん地区内だけでも、3か所の救護施設のほか老人介護施設など8つの施設を持ち、地域福祉の向上をめざした大規模なサービスを展開している。

大阪自彊館では、長年にわたって、あいりん地区の抱える課題に積極的に取り組み、時代のニーズに応じたサービスを展開してきている。これまでに行ってきた事業としては、簡易食堂の開設、物品販売所(大阪市公設市場の前身)、公益質屋、保育所、生活・育児相談、診療所等の事業、失業者や遺族の保護のための授産事業、司法保護事業、地域住民の交流、給食サービス、夜間巡回相談社会事業誌の発行等、幅広い分野での実績がある。現在では、障がい者福祉、生活訓練、体験宿泊、老人居宅介護・支援、アルコール依存者対策事業、野宿労働者の自立支援などを中心としたサービスを行っている。

大阪自彊館は、上記のようなこれまでの事業活動をふまえ、あいりん地区の地域事情や地域住民の文化的・社会的ニーズの把握には、長年にわたり特段の実績を有し、時代のニーズに応じて常に先駆的な役割を果たしてきたと、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターの評価を得ている。

新今宮文庫は、福祉局が所有する三徳寮の一角を、毎年、普通財産使用承認を受けたうえで使用しているが、同一の建物である三徳寮の他の部分を使用して救護施設を管理運営している大阪自彊館以外の事業者が新今宮文庫の運営を担うとした場合、施設管理上の問題が大きい。また、事業の対象者であるあいりん地区の日雇労働者の読書環境の整備、さらには読書を通じた生活環境の改善を図るためには、労働者の生活状況などの地域事情や、支援に関する幅広い知識・ノウハウや経験を有している必要がある。

以上のことをふまえ、「三徳寮」本体を運営している大阪自彊館は、新今宮文庫の運営について、もっとも効果的で効率的な事業運営のできる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3352)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市生涯学習情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教育委員会事務局においては、市民の自主的な生涯学習を推進するために、平成14年度に大阪市生涯学習情報提供システムを導入し、平成26年度に、入札により決定された上記業者と契約締結し、当該システムの開発・再構築を行ってきた。

システムの運用保守については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、操作機器本体の問題や操作方法との連動性、システム運用上の支障など多岐の要素がある。システム障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定されることや、公開系システムは24時間稼動しており、障害発生時は専門的で迅速な対応を要する。

また、当該運用保守にあつては、システムの根幹をなす「マルチメディアコンテンツボックス」が開発業者固有のものとなっているため、システムの運用保守は開発事業者でないと実施できない状況にある。

したがって、令和6年度においても、当該システム運用保守業務の委託は、当該システムの開発者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度識字・日本語指導者養成等事業運営業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

本市においては外国人住民の割合が急増し、「生活者としての外国人」が地域社会で孤立することなく、日常生活を円滑に営むことができるよう、識字・日本語教育の推進に取り組むことが急務となる中、令和5年12月に「大阪市識字・日本語教育基本方針」を策定した。この基本方針に基づき、本事業では、大阪市識字施策の推進と充実のため、外国人等識字・日本語学習希望者を継続して受け入れできるよう、市内識字・日本語教室に関わる学習支援ボランティア講師の養成・研修を行うとともに、市内識字・日本語教室での対応が難しい初期日本語学習希望者を対象とした基礎レベルの日本語教室等を委託により開催する。

事業目的に合致した事業内容を実施する団体は、下記の条件を満たす必要がある。

- ① 本市識字施策に対する理解があり、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握するとともに、各教室及び担当者とのネットワークを構築していること
- ② 市内識字・日本語教室に関わる人材育成講座の企画・運営の専門性やノウハウを有すること
- ③ 初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室を実施できること
- ④ 実施時期について、年間を通じて、人材育成講座・基礎レベルの日本語教室が実施されるよう調整を行えること

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、①本市識字施策を理解し、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握し、市内全識字・日本語教室とネットワークを構築しているとともに、②市内識字・日本語教室に関わる人材養成講座の企画・運営の専門性とノウハウ、③初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室実施を行ってきた実績、④年間を通じて、人材育成講座等を実施してきた実績を有するなど、上記の条件を満たしている。

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、現時点で市内全識字・日本語教室とネットワークを構築し、教室に関わる人材養成講座等の専門性とノウハウを持ち、かつ年間を通じて、本事業を効果的・効率的に運営できる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3348)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 障がい者交流学习事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会

3 随意契約理由

「生涯学習大阪計画」（令和4年3月第4次改訂）に基づき、障がいのある人の学習機会を保障するとともに、社会参加を促進することは、本市の生涯学習における大きな施策のひとつである。

本事業は、「知的障がいのある人が社会人として充実した生活を送るために、社会生活に必要な知識・技術を習得する機会、体育及び文化活動に参加する機会の提供及び、仲間づくりと自主性の育成を図ること」を目的としている。

事業目的に合致した事業内容を実施するには、知的障がい者を取りまく社会的状況や課題に精通しているとともに、年齢や性別、障がいの特性等に十分に配慮し、企画・運営できる専門的な資質やノウハウが必要である。

本事業で開催する「仲間づくりの教室」は、年間延約1,800名（8教室 各20回）が参加しており、受講者一人ひとりの状況に配慮した適切な対応をするためには、知的障がいのある人の学習支援に関する知識と経験を有する十分なスタッフ体制が不可欠である。

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会は、昭和34年に結成され、知的障がいのある人等が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、これまで本市において知的障がい者を対象とした事業所の運営や相談支援事業など、様々な事業を実施しており、本市における障がいのある人の現状や課題に精通している。

知的障がいのある人に対して深い理解と経験を有し、本事業を最も効果的・効率的に実施できるのは他に見当たらないことから、本事業について上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3348）

随意契約理由書

1 案件名称

学校教育 ICT 活用事業 大阪市立学校への ICT 活用支援業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件の ICT 活用支援業務では、危機管理対応下での学びの保障の重要性を鑑み、すでに各教員が習得したオンライン学習のノウハウをより充実させ効果的な学びを進めていくほか、各機能やアプリを活用して I C T を活用した学習指導の深化を図っていく必要がある。

本業務では ICT 機器の操作方法やアプリケーションの活用方法だけでなく、校内の ICT 活用促進に向け、授業計画作成と教材作成、課題解決に向けた利活用対策について各学年の特性にあわせた支援を集中して実施し、ICT 機器を活用した授業の円滑な実施を支援する。加えて、校内での教員研修の実施や、学校内の授業における I C T 利活用支援、教員による学校内への支援スキルの定着を図るマネジメント支援等を通して「わかる授業」「個に応じた指導の充実」の個別最適化された学びの実現を積極的に支援するものである。

令和 4 年度にネットワークの再構築が完遂し、校内のインターネット接続環境の改善がなされ、平時の I C T 活用についてもより推進されていく中で、教員のスキル向上の重点施策として、これまで判明した課題、各校のニーズに応じた支援を引き続きすすめていくこととしている。

本業務の遂行にあたっては、本市のネットワーク、学習系システム、次世代学校支援システムなどの、本市全体の ICT 環境及び各校における課題状況を熟知しているとともに授業内容及び学校運営にも理解がある必要がある。

現在、「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託」及び「次世代学校支援システム運用保守業務委託」を受託し、システムプログラム等の内部構造に精通しているのが当該業者のみであり、当該事業者のみが円滑、的確かつ迅速に学校支援をおこなうことができる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 総合教育センター教育振興担当
(TEL 06-6718-7471)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、心臓検診に精通した府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ
（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度工芸制作体験普及事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本事業は、生涯学習において市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている観点から、小・中学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、専門性の高い指導者により大阪の歴史と風土に育まれてきた伝統工芸品や地域の素材を生かす手仕事としての工芸を学習資源として活用し、ものづくりの体験や学びの機会を提供するものである。個人の多様な体験や学習を図るだけでなく、学びの場や居住場所等の共通のコミュニティで参加することで参加者同士のつながりが深まることで生涯学習の振興に資することを目的としている。

かかる事業目的を最大限に達成するためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術力や知識が必要であるとともに、豊かな芸術性・斬新な創造性が求められるところである。

よって、価格のみによって業者選定する一般競争入札や公募型指名競争入札では、今回の委託業務について業者を選定することができない。また、価格点と技術点のみによる総合評価方式では、事業目的を達成するために最適な企画提案を選定することは困難である。以上の理由をもって、今回の業務委託については公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

3人の学識経験者等の意見を聴取する、選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3348）

随意契約理由書

1 案件名称

「第4回大阪市将棋大会」事業運營業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 日本将棋連盟

3 案件概要

小・中学生が将棋という文化に触れ、対局を通して礼儀作法を身につけるとともに、自ら考えて答えを導き出すことで、思考力や集中力、決断力、洞察力の養成を図り、高校生以上も参加することで世代間の交流に寄与することを目的とする。

4 随意契約理由

本大会は、32名を1クラスとして6クラス計192名の参加者数で開催する。競技方法は予選を行った後、決勝はトーナメント形式で行い、優勝者から3位までの順位を決定し表彰する。さらに、参加意欲を高めるために、敗退者の中から希望者を募り、プロ棋士による指導対局や本大会成績優秀者に対する級位・段位の公式認定を行っている。

このような大規模な大会を開催するにあたり、過去の大阪市将棋大会での実績を踏まえたうえで、①大会の円滑な運営かつ公正な進行・審判業務が担保できる②複数のプロ棋士の招聘がマネジメントを含めて可能である③成績優秀者に対する級位・段位の公式認定証が発行できることが必要不可欠である。以上3点すべてを満たしているのは、将棋に関して高い専門性を持つ、上記団体のみである。以上のことから、本事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、同法人と特名随意契約を締結する。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3352）

随意契約理由書

1 案件名称 令和6年年度 もと日本橋小学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は177名、法人は8法人（令和5年4月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

(参考)「土地家屋調査士法」(昭和二十五年法律第二百二十八号)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

(以下略)

(業務)

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(土地家屋調査士の報酬について)

- かつて「統一報酬額表」があったが、平成 13 年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- 一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- 公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約 80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- 同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- 業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤運用保守業務関連支援業務委託

2 随意契約理由

大阪市教育情報ネットワーク基盤については、平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、教専第 5 号「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」として契約締結し、運用しているところであるが、GIGA スクール構想による一人一台端末の導入により、現地支援や架電対応が顕著となっており、当初設計で対応することが難しい業務について体制の整備を行う必要が生じた。

これらに対応するためには、業務量が増加した分の原契約の契約変更と、新たに追加で業務委託を行う必要があるが、当該業務については、平成 31 年 4 月 1 日に既に契約を締結している教専第 5 号「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」とは密接不可分であり、日本電気株式会社関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、責任の所在が不明確となり、適切な基盤構築・運用保守業務において著しい支障が生ずるおそれがあるため、日本電気株式会社と随意契約を締結することとするが、その経費の妥当性を精査し、客観的な根拠に基づく費用を支払う必要がある。

しかしながら、当該業務については既に令和 4 年 4 月 1 日より履行していることが判明し、早急に対応しなければならないため、別添「事業者の選定方法」により業者選定を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき特名随意契約を締結する。

3 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

4 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター・給与システム担当

(電話番号 06-6208-8081)

事業者の選定方法

1 案件名称

大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤運用保守業務関連支援業務委託

2 見積書の徴取を行う事業者の選定方法について

本件は、教専第5号「大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」の業務量が増加したことに伴う契約変更と、新たに追加契約を行う「大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託」及び「令和6年度大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託」について、当該業務にかかる人員等の積算が合理的であるか専門的知見に基づく確認が必要であることから、システム関連の計画策定支援に係る応札実績及びRFI徴取実績のあった全事業者（6者）に対し、見積書の徴取の可否を打診し、比較見積に応じるとの有効回答を得た事業者について、見積書を徴取し、最も安価な単価を提示した事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を締結する。

3 見積書徴取を打診する事業者（6者）

- ・PwCコンサルティング合同会社
- ・ITBOOK株式会社
- ・有限責任監査法人トーマツ
- ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- ・株式会社野村総合研究所
- ・アクセントチュア株式会社

4 選定結果

番号	見積徴取業者	見積結果（税抜き）	辞退理由	選定結果
1	PwCコンサルティング合同会社	¥5,000,000	—	決定
2	ITBOOK株式会社	令和6年4月9日 辞退	体制面等が整わない為困難	—

3	有限責任監査法人 トーマツ	令和6年4月9日 辞退	業務の性質上対 応困難	—
4	みずほリサーチ&テ クノロジーズ株式会 社	令和6年4月9日 辞退	仕様策定には関 与していない対 応困難	—
5	株式会社野村総合研 究所	令和6年4月9日 辞退	期限内の履行が 困難	—
6	アクセンチュア株式 会社	令和6年4月9日 辞退	期限内に自社体 制が整わない為 困難	—

随意契約理由書

1 案件名称

QU検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的としてQU検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、令和5年度、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

QU検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

hyper-Q U検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的として hyper-Q U検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、令和5年度より、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

hyper-Q U検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査（知能検査・学力検査、性格検査等）の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市校務支援・次世代学校支援システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システムは、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成 25 年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

令和 6 年度 12 月に校務支援システム用サーバのリース期間満了となる。

本業務は、当該サーバ機器のリース満了に伴い、サーバ機器のクラウドリフト、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション、基盤の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市教育情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託
- 2 契約の相手方
日本電気株式会社 関西支社
- 3 随意契約理由
現在、GIGA スクール構想により、一人一台端末となったことにより、当初想定していなかった現地支援や架電対応が顕著となっており、これら当初設計で対応することが難しい業務について体制の整備を行う必要が生じた。
本業務は、これらに対応するために業務委託を行う必要があるが、当該業務については、平成 31 年 4 月 1 日に既に契約を締結している教専第 5 号「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」とは密接不可分であり、日本電気株式会社関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、責任の所在が不明確となり、適切な基盤構築・運用保守業務において著しい支障が生ずるおそれがあるため、日本電気株式会社と随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター
給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現在、GIGA スクール構想により、一人一台端末となったことにより、当初想定していなかった現地支援や架電対応が顕著となっており、これら当初設計で対応することが難しい業務について体制の整備を行う必要が生じたため、令和4年4月1日から当該業務を開始しており、令和6年度においても引き続き必要な業務となる。

本業務は、これらに対応するために業務委託を行う必要があるが、当該業務については、平成31年4月1日に既に契約を締結している教専第5号「大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」とは密接不可分であり、日本電気株式会社関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、責任の所在が不明確となり、適切な基盤構築・運用保守業務において著しい支障が生ずるおそれがあるため、日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 いまみや小中一貫校可動床式プール保守点検業務委託

2 契約の相手方

日鉄テックスエンジ株式会社

3 随意契約理由

いまみや小中一貫校では、小・中学生が同じプールを使用するため、深さが調節できる可動床式プールを導入している。同プールの保守作業は、高度な技術が必要なため、製造業者しか行うことができない。

また、プール清掃についても、可動床を動かしながらの作業となるため、点検業務に合わせて行う必要がある。そのため、製造業者の監督下で技術講習・安全講習を受けた業者でないと行えないため、保守点検と清掃にかかる業務を一体のものとして、可動床式プールの製造元である日鉄テックスエンジ株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）